

◇◇長寿先進国日本の役割◇◇

今年も9月17日の敬老の日を迎えるにあたり、総務省統計局はわが国の高齢者人口(65歳以上人口)に関連した種々の統計数値を公表した。

このうち、「人口推計」によれば、太平洋戦争直後の昭和22年～昭和24年に生まれ、その前後の年次と比較して著しく人口の多い、いわゆる「団塊の世代」が65歳に達し始めたことから、高齢者人口は9月15日現在で、過去最高の3,074万人となった。また、高齢者比率(高齢者人口の総人口に占める割合)は24.1%となり、概ね4人に1人が高齢者となった。

確かに、高齢者人口や高齢者比率はこれまでと比べて大きな数値になったが、私がいつも違和感を持つのは、敬老の日のテレビニュースで映し出される高齢者は概ね80歳以上の方々ばかりであり、高齢者をひとくくりにして、「支えなければいけない人」というイメージをマスコミが強調しすぎていることである。

実際に、高齢者人口3,074万人のうち65～69歳が818万人を占め、65～69歳の就業率は男性が46.2%、女性が26.9%に達している。65～69歳の年齢層では、当分の間、日本経済を支えていこうという活力があり、見た目が非常に若々しい方々も多い。最近では、50歳代や60歳代をシニア世代と呼ぶことも多く、例えば、独立行政法人国際協力機構の「シニア海外ボランティア制度」では、40歳～69歳を募集対象としている。このように考えると、65歳以上の高齢者を同じ論調で議論するのは、いかにも短絡的であると思われる。

次に、「住民基本台帳人口移動報告」によれば、高齢者の転出超過数は東京都が4,362人で最も多い。また、「労働力調査」によると、高齢者の就業者は「農業、林業」、「卸売業、小売業」が多い。面白いのは、農林水産省の「新規就農者調査」によれば、平成23年に新たに農業を始めた人が5.8万人いるが、このうち60歳以上が3.1万人を占め、前年比で14%も増加していることである。

これらの統計を組み合わせると、大都市圏で企業や官庁の定年を迎えた方々が、地方の豊かな自然の中で農業を始めるというストーリーも見えてくる。もちろん、日本の農業を支える中核的な農家の育成は必須であるが、それとともに、リタイア後の人生をエンjoyする新規就農者が増加することも大切であると考えられる。

前述のように、これからのわが国の長寿社会では、活力があり若々しい高齢者がたくさん存在しているはずである。そして、元気な高齢者を積極的に受け入れることも地方での経済活性化の一助となるはずである。

今後、わが国は世界一の長寿先進国として、高齢者の知識や経験を活用して、新しい高齢者像を世界に示していく役割がある。

平成24年12月 社会システムコンサルティング部 早川 康弘

【シリーズ:「成熟国家 日本」のあるべき統治システム】

【第10回】 今後、わが国が検討・推進すべき取り組み —シリーズのまとめ—

株式会社 野村総合研究所 コンサルティング事業本部
 パートナー 三崎 富査雄

1. はじめに

これまでシリーズとして、『成熟国家 日本』のあるべき統治システム」というタイトルで9回にわたり、「今後、わが国が検討・推進すべき取り組み」について、海外の事例などを紹介しつつ論じてきた。

最終回では、これまでの議論を整理してみたい。

2. これまでに提示した3つの論点

1) 実質的な権限を有する行政単位の小規模化

最近、道州制や大都市制度の議論が活発なように、現状の行政については、実質的な権限を有する行政単位をもっと小さくすべきではないか、という意見がある。その手法については、国の権限を現行の都道府県や基礎自治体に委譲するなり、国と同等の権限を有する道州を新たに設置するなり、様々な方法や組み合わせが考えられる。都道府県に替えて道州を置くとしても、どのような区割りが適切かという議論については複数案があるが(2012年3月号、第1回)、いずれにせよ、権限と責任の及ぶ範囲を小さくすることで、機動的かつ効率的な圏域運営をしていくべきである。

ただし、その圏域は小さければ良いというものではない。激化する国際競争のなかで経済成長を続けていくために、その圏域の核として大都市が活力を維持・向上する仕組みと仕掛けが必要である。すでに大阪圏(大阪府、

兵庫県、京都府、奈良県)では人口減少に転じており、名古屋圏(愛知県、岐阜県、三重県)では2015年から、世界最大の人口およびGDP規模を誇る東京圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)でも2020年から人口減少が始まると予測されている。同様の成熟先進国である英国のロンドンでは、首都としての発展戦略を担う主体としてGLA (Greater London Authority) が2000年に創設され、経済発展の計画・実行に一定の成果を挙げており、参考になり得る(2012年4月号、第2回)。

2012年の大きなニュースの一つとして、9月19日に、日本航空(JAL)が東京証券取引所に再上場したことが挙げられる。経営破綻から2年8か月という短期間で再建を果たした一つの成功要因に、稲盛和夫名誉会長が京セラ時代から実践してきた「アメーバ経営」の導入があると言われる。「アメーバ経営」の特徴は、組織を小さなユニットに分けて、市場の動きに即座に対応できるような部門別採算管理をとることであり、また、そのユニットの経営をアメーバリーダーに任せることで、経営者意識を持った人材を育成していくことである。経営単位の小規模化は、企業経営のみならず、地域経営においても参考となる。

2) 公共分野での更なる民間セクターの活用

政府支出を抑制するとともに、国民の満足度を高めるため、公共分野の事業・サービスの担い手を、行政自身や外郭団体にかかわらず、民間やNPOなどの能力があって費用対効果の高い成果を出せる主体にらせていくこ

とが望ましい。民主党政権下では「新しい公共」という考え方も示され、寄付税制の見直しや社会的活動を担う人材育成など、平成 23（2011）年度補正と平成 24（2012）年度当初で 6,125 億円の関連予算が計上され、推進されてきた*1。こうした国民への当事者意識の喚起や価値観の醸成も重要であるが、迅速かつ確実に大きな成果を挙げていくには、思い切った民間への事業委託や移管を進めることも重要である。

英国や豪州では、1980 年代以降、上下水道や空港などのインフラ事業を中心とした公営企業を民営化することで、事業そのもののサービスレベルの向上と関連産業の創出を行ってきた。政府が自らの役割を必要最小限の規制・監督に限定するとともに、明白なルールの下で世界中から事業者を呼び込むなど、極めて効率的な産業としての育成を進めてきたことが奏功したと言える（2012 年 8 月号、第 6 回）。

また、収益性の低い事業などでも、NPO セクターとの協働を積極的かつ効果的に進めることが重要である。英国では、「コンパクト」と呼ばれる政府とボランティア・セクターの間での覚え書きや SLA（サービス・レベル・アグリーメント）の締結などの取り組みを推進している。行政と地域の間立ち活動する中間支援組織（インターメディアリー）の厚みも、NPO 活躍のベースとなっている（2012 年 11 月号、第 9 回）。

さらに、わが国は世界に例を見ないスピードで高齢化が進んでおり（2012 年 6 月号、第 4 回）、従来どおりのコストをかけてインフラ事業などを維持していくことは難しい。公共事業の費用対効果を高め、税金も含めたトータルでの国民負担を最小化するために、最も効率的かつ効果的にサービス提供をできる主体に業務を委ね、育成していくことが求

められる。

3) 政府としての適切な関与・コントロール

しかし、地方分権や民間委託を極限まで突き詰めれば良いというものではない。政府としての適切な関与やコントロールも重要である。

英国では、上下水道事業の経営について、まずは各地方の公的機関を株式会社化するという方法で民営化しつつも、施設・設備の整備が完了した後の維持管理段階では、広範に効率的かつ安定的な業務を行うべく、地方自治体から中央政府機関へ集権化を進めている（2012 年 8 月号、第 6 回）。

一方、シンガポールでは、財務省が 100% の株式を保有する政府系持株会社である Temasek Holdings が政府系企業への出資・管理を行い、政府方針を反映しながら企業利益の最大化をはかっている（2012 年 9 月号、第 7 回）。

さらに、デンマークでは、事業縮小や撤退など経済的理由による整理解雇が比較的容易にできる反面、失業保険制度や、次の仕事に移るための職業教育プログラムおよび再就職支援制度などのセーフティネットが充実している（2012 年 10 月号、第 8 回）。

特に、デンマークにおける「フレキシキュリティ」と呼ばれる制度は、硬直した雇用を見直し、成熟産業から成長産業への労働移転を進めていくことが喫緊の課題であるわが国にとっても、大いに参考になろう。もちろん、労働者個人の権利も重要だが、成長産業が育成され、十分な雇用の確保が続けられることが社会にとってはより重要である。

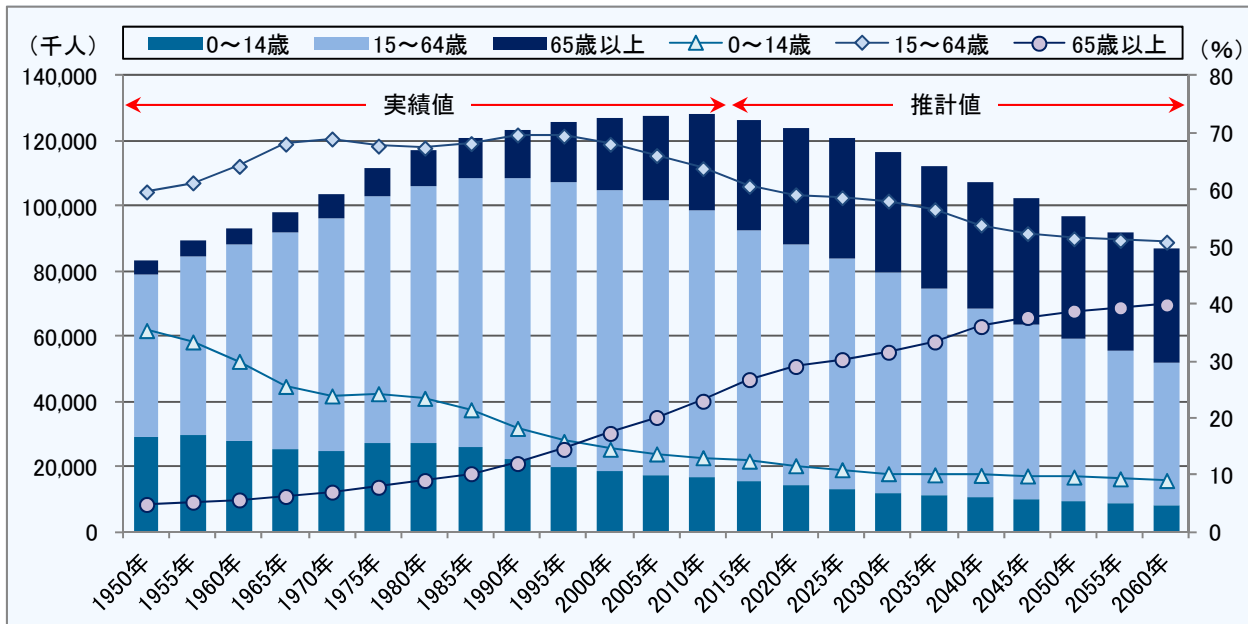
整理した 3 つの論点は、古くから問題提起され、これまでも長年にわたり議論されてきた内容であり、決して目新しいものではない。

*1 出所は、内閣府「『新しい公共』に関する取組について」2012 年 9 月 6 日

しかしながら、わが国では総人口がすでに頂点に達し、減少に転じている。また、総世帯数も 2015 年には減少に転じると予測されている。高齢化は世界に例を見ないスピードで進んでおり、2060 年には人口のほぼ 4 割

が 65 歳以上人口になると推計されている(図表 1 参照)。このような状況下で、従来と同様の公共サービスを従来のやり方で維持し、激化する国際競争のなかで経済成長を成し遂げていくことは極めて困難である。

図表 1 わが国の人口数と割合の推移 (年齢別)



出所) 総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成 24 年 1 月推計): 出生中位・死亡中位推計」のデータをもとに NRI 作成

3. おわりに

「活力ある社会」を形成するには、新しいことにチャレンジし続けていく必要がある。そのためには旧習やしがらみを越える必要もあるし、もともとわかり合えなかった他者との対話をし、説得することが不可欠である。とりわけグローバルな競争のなかで勝ち抜いていくためには、欧米のみならず新興国の関係者と交渉したり連携したりしていくことが求められる。「活力ある社会」とは、穿った見方をすれば、「衝突の多い社会」と換言することができるかも知れない。

日本人は長らく島国で生活してきたこともあり、民族として概ね共通の価値観を持ち、全部を言わなくても行間を読むことが求められたし、逆に多くを語らないことが美德とさ

れてきた。空気を読み衝突を避けることで穏やかな社会を作ってきたわけだが、引き続き穏やかな社会のなかで茹でガエルのように衰退するのを待つのか、衝突してでも解決策を見だし、前進していくのか。これ以上、問題を先送りにせず、決断し実行することで、多少の衝突があってもその先にある果実を手にするを目標していくべきではないだろうか。

筆者

三崎 富査雄 (みさき ふさお)
株式会社 野村総合研究所
コンサルティング事業本部
パートナー

専門は、実行支援型プロジェクトマネジメント、サービス産業政策・事業化支援 など
E-mail: f-misaki@nri.co.jp

プライバシー影響評価（PIA）に基づく個人情報の有効活用を考える

株式会社 野村総合研究所 ICT・メディア産業コンサルティング部
上級コンサルタント 小林 慎太郎

1. はじめに

2005年（平成17年）に施行された「個人情報保護法」は、当初、学校の連絡網が作成できなくなった等のいわゆる“過剰反応”を引き起こしたものの、その後、次第に理解が進み、現在では我々の社会生活に重要な制度の一つとして定着した感がある*1。このように、個人情報は保護しなければならないという認識が広く国民に共有されている。

一方、同法第1条では、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」とあるように、“有用性”という文言が盛り込まれており、個人情報の利用も想定した法制度となっている。しかし、事業者も公的機関も個人情報の保護と利用のバランスをどのようにはかるべきか腐心しており、結果的に保護に大きく偏重した対応をとっている場合が散見される。

必要以上の保護策を講じたり、利用を手控えたりするのは、同法の趣旨にかなうものではなく、社会的にも大きな損失と考えられる。本稿では、個人情報の保護をはかりながら、利用を進めるための方策として「プライバシー影響評価」の活用について考察する。

2. 課題の多い個人情報の利用

個人情報を利用するためには、大きく分けると、1) 本人の同意を得るか、2) 例外規定を適用するか、あるいは、3) 匿名化処理

を施して非個人情報にするか、のいずれかの方法で対処する必要がある。以下では、それぞれの方法の実態と課題について述べる。

1) 本人の同意を得る

本人に利用目的を明示し、本人の同意のもとで収集した個人情報であれば、その利用目的の範囲内で利用することができる。また、当初の利用目的以外で利用する場合は、改めて本人から同意を取得することで対処可能である。

原則はこのとおりであり、多くの事業者がこれに基づいて同意取得を実施している。この結果、我々は日常的に個人情報を提供するあらゆる場面で、プライバシーポリシーや利用規約を提示され、十分に確認する余裕のないまま同意をしている状況にある。2008年の米国の研究*2によると、このような規約を読む機会は、米国民一人当たり平均で年間1,462回、201時間にのぼることが推計されており、実態として機能しないことが報告されている。近年、ソーシャルメディアやスマートフォンの普及とともに、我々はインターネット上のサービスを利用する機会がさらに増えており、結果的にますます多くの形骸化した個人情報の利用に係る同意を行っている。

2) 例外規定を適用する

個人情報保護法第23条では、第三者提供の制限の例外規定が定められている。特に、第2項のオプトアウト*3の規定や第4項3号の共同利用*4の規定は個人情報を広く利用・

提供する場合の根拠となり得る。しかし、実際は各省庁のガイドラインで利用が制限されていたり、解釈に曖昧な部分があったりして、結果的に同規定の利用を手控える事業者が多い。また、委託を受けて個人情報を取り扱う事業者の多くが取得するプライバシーマークでは、オプトアウトを認めていないため、法令上認められているオプトアウトを活用することができない。

一方、国の行政機関を対象とする行政機関個人情報保護法第8条2項では、行政機関内部または行政機関間における個人情報の利用・提供について「相当な利用のあるとき」に限り認めており、さらに「特別の理由のあるとき」は行政機関以外の者への提供も認めている。このように法令上は、行政機関の裁量を一定程度認めているようにみられるが、実態は前例のない利用・提供はほとんど認められておらず、利用が拡大する傾向はみられない。また、地方公共団体の場合は、それぞれが定める個人情報保護条例の規定によるため一概にはいえないが、全体的に例外規定は厳格に運用されているようである*5。

3) 匿名化処理を施して非個人情報にする

個人情報保護法第2条において、「個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」と定義されている。すなわち、特定個人を識別できないような処理を施すことができれば、当該情報を自由に利用することが可能となる。

しかし、匿名化したデータであっても、市販のデータベースやネット上の情報等と照合することによって特定の個人を識別できた事例が報告されており、匿名化処理の信頼性が

問われている*6。昨今、ソーシャルメディアの普及によって、ますます多くの個人情報がネット上を流通するようになり、匿名化データからの特定個人の識別リスクはますます高まっている。

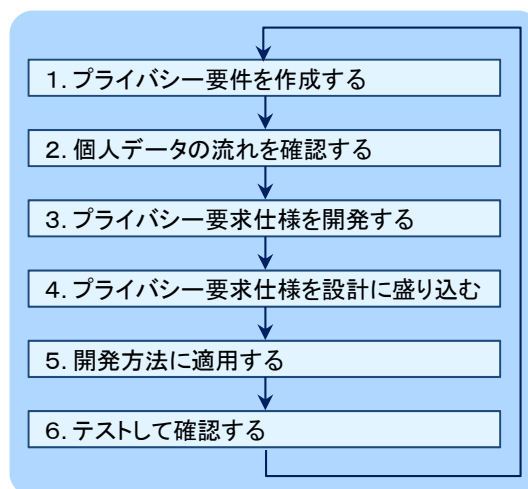
前述のとおり、法令上の解釈や匿名化といった技術的な対処では、個人情報の利用を正当化する十分な根拠となり得ないことが多い。従来とは発想の転換が必要な時期が到来している。

3. プライバシー影響評価とは？

1) P b D と P I A

個人情報の取り扱い開始にあたって、発生する可能性があるプライバシー侵害リスクを事前評価し、そのリスクを最小化する取り組みであるプライバシーバイデザイン（PbD：Privacy-by-Design）が近年注目されている。文字どおり、設計段階でプライバシー保護の仕組みを盛り込むことによって、事後的に対処するよりも効率的かつ有効に保護措置を講じることができるという思想に基づいている。

図表1 P b D のプロセス



出所) Ann Cavoukian “Privacy by Design Curriculum” をもとに NRI 作成

この PbD の具体的な実践方法の一つが、プライバシー影響評価（PIA：Privacy Impact Assessment）である。米国、カナダ、オーストラリア等では 1990 年代後半から電子政府プロジェクトにおいて個人情報を取り扱う場合、PIA の実施が行政機関に義務づけられ、定着している。また、欧州連合（EU）の新データ保護規則案^{*7}では、PIA の実施が官民間問わず義務づけられることが盛り込まれている^{*8}。後述するように、わが国でも社会保障と税にかかわる番号制度（マイナンバー制度）において、「情報保護評価」として行政機関に義務づけられる予定である。

2) P I A の定義

PIA の定義にはさまざまあるが、後発となる EU では、世界中の先行事例を研究して PIA の枠組み（PIAF：PIA Framework）をとりまとめた報告書^{*9}において次のように定義されている^{*10}。

- ・プロジェクト（事業）、ポリシー（政策）、プログラム（施策）、サービス、製品、そ

の他の取り組みに係るプライバシーの影響を評価するための方法であり、利害関係者と協議しつつ、負の影響を回避または最小化するために必要な修正措置を講じるためのもの

- ・PIA は単なるツールにとどまらず、プロジェクトの成果に影響を及ぼす機会がある初期段階に着手すべきプロセスであり、プロジェクト終了まで、さらには実装後でも、なお継続すべきものである

ここでは PIA は、プライバシーの影響を軽減するためのプロセスであるとされ、事前評価に限らず、事中・事後も継続すべきプロセスであるとしている。また、PIA の対象を、個人情報を処理する情報システムに限らず、政策からサービス・製品まで幅広く適用することが想定されている。実際に、PIA のガイドラインを作成して運用している諸外国では、外部のステークホルダー（利害関係者）の巻き込み等、プロセスを重視しており、米国を除くとコンプライアンスのチェックは重視されていない^{*11}。

図表 2 諸外国における P I A ガイドラインの比較

	アメリカ	カナダ [△]	オーストラリア	ニュージーランド [△]	イギリス
ガイドラインで、PIAの報告書作成よりもPIAの実施過程が重視されている	—	○	○	—	○
ガイドラインで、明示的に外部ステークホルダーの巻き込みが推奨されている	—	△	○	○	○
ガイドラインは、コンプライアンスを主に重視している	○	—	—	—	—

注) 凡例：「○」は該当する、「△」は明示されていないが文意からよみとれるもの、「—」は該当しない
出所) David Wright, Paul De Hert Editors “Privacy Impact Assessment” P17-23 (2012)をもとに NRI 作成

3) P I A テンプレート

前述の PIAF では、PIA の実施結果を取りまとめる評価書のテンプレートを作成している（図表 3）。PIA を実施すべきかどうか判断する「しきい値評価」を実施後、情報フローを分析、プライバシーへの影響（リスク）を評価する。その後、影響度に応じて対応策

を記述する流れとなっている。

PIAF のテンプレートでは、PIA は複雑になりすぎると実効性が低下するという経験則から、最低限盛り込むべき要点を整理してわかりやすいものになるようにし、リスクの影響度に応じて講じた対策を記述するように設計されている^{*12}。

図表3 PIAFによるPIAテンプレートの項目

1. 表紙
2. エグゼクティブサマリー
3. PIAプロセスの概要
4. しきい値評価
5. プロジェクト詳細
6. 情報フロー
7. プライバシーへの影響(リスク)
8. 組織的課題
9. 代替手段
10. 設計仕様とプライバシー保護方針
11. 法令・ガイドラインへの遵守
12. ステークホルダー分析
13. 診断結果
14. 推奨事項

出所) David Wright & Kush Wadhwa “Template for a PIA report” PIAF workshop (24 April 2012)

4. マイナンバー法と情報保護評価

1) 「情報保護評価」の名称で導入されるPIA

現在、政府が導入を進めている社会保障・税の番号(マイナンバー)制度では、個人情報保護に関する特別法としてマイナンバー法の立法が検討されている^{*13}。同法は、マイナンバーに関係する情報に限定しているものの、PIAに相当する「情報保護評価」が導入される予定である。マイナンバーは、国民一人ひとりの年金や税の情報を管理するための識別子であることから、最高度の機微情報として取り扱うことが要請されている。それだけに個人情報/プライバシー保護への対策を十分に講じる必要があり、マイナンバーを利用する国の行政機関、地方公共団体に情報保護評価の実施が義務付けられる。なお、金融機関をはじめとするマイナンバーを取り扱う民間事業者に対しては義務付けではなく、推奨とされる見込みである。

2) 情報保護評価のガイドライン

情報保護評価を実施するためのガイドラインは、「特定個人情報保護評価指針素案」とし

てドラフト段階のものが2011年度末に作成されて公開されている^{*14}。同素案では、「しきい値評価」を実施し、情報保護評価の実施の可否を判断し、必要と判断された場合はリスクの大きさに応じて、情報のライフサイクルごとに評価する「全項目評価書」、評価項目を絞り込んだ「重点項目評価書」のいずれかを作成することが示されている(図表4)。

図表4 情報保護評価(全項目評価書)の項目

1. 基本情報
 2. 業務・システムの概要
 3. 特定個人情報ファイルの取扱工程(フロー)図
 4. プライバシー等を与える影響及びその対策の概要
 5. 保有する特定個人情報ファイル
 6. 特定個人情報の収集方法
 7. 特定個人情報の利用方法
 8. 特定個人情報にかかる委託
 9. 特定個人情報の提供
 10. 特定個人情報の保存
 11. 特定個人情報の安全確保
 12. 特定個人情報の正確性の確保・救済
 13. 監査
 14. 公表
- 情報のライフサイクルごとに評価
- 簡略版の「重点項目評価書」は4~13が省略される。

出所) 内閣官房「特定個人情報保護評価指針素案」(2012年3月)をもとにNRI作成

3) PIAFとの比較

情報保護評価のガイドライン素案は、マイナンバーを取り扱うファイル(情報システム)のみを対象としているため同列で比較することはできないが、PIAFでは評価書は簡潔である一方で、プライバシーへの影響(リスク)の大きさに応じて評価の規模をフレキシブルに対応できるように配慮されている。また、外部のステークホルダーを巻き込んで対処方を検討することが推奨されており、評価書よりも評価実施のプロセスを重視する傾向がみられる。こうした点は、わが国でも情報保護評価のあり方を検討する際に、参考になると思われる。

5. PIAを活用したマーケットアプローチによる個人情報の利用

第1章で述べたとおり、法令上の解釈や匿名化といった技術的な対処では、個人情報の利用を正当化する十分な根拠となり得ないことが多い。そこで、PIAを、この手詰まり状態を解消するプロセスとして活用することについて考える。

個人情報の保護と利用のバランスをはかるためには、個人情報の利用に伴うプライバシーへの影響（リスク）を評価し、利用によってもたらされる便益と比較衡量することが必要である。この際、PIAFが推奨するように、本人（情報主体）をはじめとするステークホルダーを巻き込み、各者の意向をくみ取って、適切な措置を講じるのであれば、利用に向けて前進できる。すなわち、利用者の意向を尊重する「マーケットアプローチ」による個人情報の利用である。

例えば、住民（消費者）へ新たなサービスを提供するために、個人情報の利用が必要になったとする。このとき、各人から同意を取得するには膨大な手間とコストがかかることが想定されるため、オプトアウト方式でのサービス実施を検討している。この際、利用者へアンケートやヒアリングを実施して意向をくみ取り、予見されるリスクを回避・軽減する措置^{*15}を講じるプロセスを組み込むことで、個人情報を利用するための判断材料とする。

さらに、PIAの実施結果を公表すれば、透明性は高まり、住民（消費者）からの信頼獲得にもつながり、円滑なサービス運営に寄与することが期待される。

プライバシー保護に対する意識は個人差が著しいため、多くの者が利用を容認するような場合であっても、公的機関や社会的責任の大きい企業では一部の保護意識の強い者の要

求に合わせて利用を手控える、オプトインで本人同意を得られた場合のみ利用するといった傾向がみられ、結果的に社会コストを増大させている。そのため、PIAを能動的に活用することで、保護措置とバランスの取れた個人情報の利用の道が開かれるのではないだろうか。

6. おわりに

個人情報／プライバシー保護の問題は、環境保護問題と類似している。環境はひとたび破壊されると原状回復が困難であるという特性があり、環境破壊リスクへの対処が不十分なまま道路建設や都市開発を推し進めると、利便性は向上しても住みづらい社会になり得る。このため、1970年以降、大規模開発の前に環境への影響を評価して対処する「環境アセスメント（環境影響評価）」が世界各国で制度化されたという経緯がある。

ネット上に一度流出した個人情報を消去することは困難である。つまり、プライバシーは環境と同様に、一度破壊されると修復が難しい。さらに、その影響は、家族や友人等にも及ぶ可能性がある。

このように考えると、環境アセスメントがわが国においても社会システムの一つとなって定着したように、PIAも普及の必然性をみることができる。今後もPIAの可能性を検討していく。

[脚注]

- *1 消費者庁「平成 23 年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要」(2012 年 10 月)によると、個人情報の漏えい事件件数、苦情相談件数ともに、個人情報保護法の施行後の三分の一程度に減少している。
- *2 ALEECIA M. MCDONALD & LORRIE FAITH CRANO “The Cost of Reading Privacy Policies” JOURNAL OF LAW AND POLICY FOR THE INFORMATION SOCIETY (2008)
- *3 事前にユーザーの明示的な同意を取得せずに、ユーザーの個人情報を利用し、本人からの求めに応じてその個人情報の利用を停止するルールをいう。
- *4 グループ企業内等で、かつ利用目的の範囲内であれば個人データを利用することができる。
- *5 弊社が官公庁から受託した調査を通じて地方公共団体の個人情報保護担当部署へ聞き取り調査を実施した経験に基づく。
- *6 Paul Ohm “BROKEN PROMISES OF PRIVACY : RESPONDING TO THE SURPRISING FAILURE OF ANONYMIZATION” UCLA LAW REVIEW 1701 (2010)
- *7 EUROPEAN COMMISSION “Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data (General Data Protection Regulation)” (2012)
- *8 正式名は“Data Protection Impact Assessment” (DPIA) である。これは、EUにおいて個人情報保護法に該当する法令をデータ保護法 (Data Protection Act) と呼称することに対応している。
- *9 David Wright et al. “PIAF A Privacy Impact Assessment Framework for data protection and privacy rights” (21 September 2011)
- *10 原文は “a methodology for assessing the impacts on privacy of a project, policy, programme, service, product or other initiative and, in consultation with stakeholders, for taking remedial actions as necessary in order to avoid or minimise negative impacts. A PIA is more than a tool: it is a process which should begin at the earliest possible stages, when there are still opportunities to influence the outcome of a project. It is a process that should continue until and even after the project has been deployed.”
- *11 David Wright, Paul De Hert Editors “Privacy Impact Assessment” P17-23 (2012)
- *12 PIA テンプレートの作者 David Wright 氏及び Kush Wadhwa 氏へのヒアリング調査に基づく (2012 年 7 月)
- *13 正式名は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」本稿執筆時点 (2012 年 11 月) において衆議院に提出されていた法案は廃案となったが、立法の検討は継続されている。
- *14 内閣官房「特定個人情報保護評価指針素案」(2012 年 3 月)
- *15 例えば、利用者へ周知するために広報を充実する、苦情・相談窓口を明確化する、といった措置が考えられる。

[参考文献]

- ・瀬戸洋一他「プライバシー影響評価 PIA と個人情報保護」中央経済社 (2010 年 3 月 30 日)
- ・環境省「環境アセスメント制度のあらまし」(2009 年 1 月)

筆者

小林 慎太郎 (こばやし しんたろう)
株式会社 野村総合研究所
ICT・メディア産業コンサルティング部
上級コンサルタント
専門は、IT 公共政策・経営
E-mail: sl-kobayashi@nri.co.jp